

基準 8 . 施設・設備

( 1 ) 観点ごとの自己評価

観点 8 - 1 - 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる）が整備され、有効に活用されているか。

( 観点にかかる状況 )

・本校の校舎内には、教室、研究室、実験・実習室、コンピュータ演習室等が整備され、別棟に創造実験用の演習室が整備されています。また、金沢工業大学との共用施設として、運動場、体育館、図書館、語学学習用の教室、機械実習施設、合宿研修施設等が整備されており、本校の教育に必要な教育環境が提供されています。(資料 8 - 1 - - 1 「施設・設備の整備状況」)

( 分析結果とその根拠理由 )

・高等専門学校設置基準を上回る校地、校舎が整備されることは当然であります。本校の施設、設備は教育課程の実現に十分なものであると認識しています。また大学との共用施設の利用によって、より一層充実した内容の教育を可能としていると考えています。(資料 8 - 1 - - 2 )

・本校の施設・設備及び大学との共用施設は、有効に利用されていると認識しています。

( 資料 8 - 1 - - 1 )

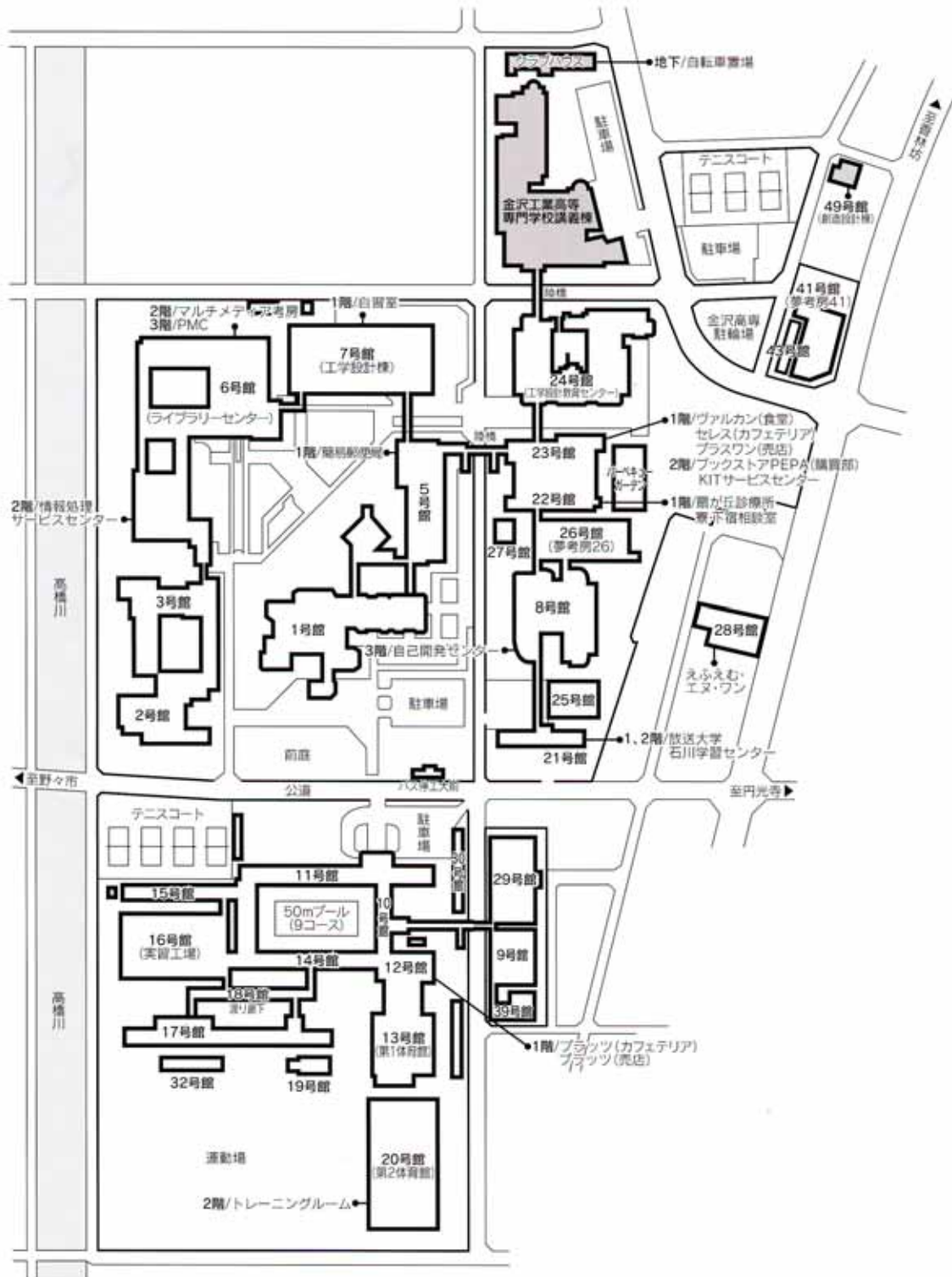
「施設・設備の整備状況 ( 部屋数・面積、収容者数、パソコン等の数 )」

室番	教室名	面積(m <sup>2</sup> )	収容人数	パソコン数	室番	教室名	面積(m <sup>2</sup> )	収容人数	パソコン数
講義棟〔31号館〕 1階					講義棟〔31号館〕 3階				
31・101	会議室	95.0	51		31・301	合同講義室	250.0	206	
31・102	学生会室	48.0	12	5	31・306	音楽室	92.0	50	
31・103	教員室	84.5	10		31・307	教室 (C3)	92.0	32	
31・104	教員室	84.5	9		31・308	教室 (M3)	92.0	55	
31・105	事務室	65.9	5		31・309	教室 (D3)	92.0	50	
	休養室	78.3	1		31・310	教室 (C2)	92.0	35	
31・106	校長室	66.2	1		31・311	教室 (M2)	92.0	54	
31・109	心の相談室 (カサハラ室)	15.0	2	1	31・312	教室 (D2)	95.0	49	
	電気応用実験室	57.5	18	18	31・314	光学実験室	23.0		
31・114	薄膜実験室	23.0	9	11	31・316	コンピュータ演習室	161.2	60	62
31・115	電気応用実験室	69.0	20		31・317	マルチメディア演習室	96.0	58	60
31・117	多目的実験室	138.0	60	25	講義棟〔31号館〕 4階				
31・118	電気機械実験室	69.0	15	3	31・401	教室 (M5)	95.0	36	
31・119	電気機械実験室	69.0	5	2	31・402	教室 (E5B)	92.0	40	
31・123	材料実験室	46.1	15	3	31・403	教室 (E5A)	92.0	33	
31・124	材料実験室	69.1	13		31・404	教室 (M4)	92.0	43	
	内燃機関・流体実験室	56.0	14	1	31・405	教室 (E4B)	92.0	40	
31・125	エロージョン実験室	13.0	3		31・406	教室 (E4A)	95.0	38	
31・126	内燃機関・流体実験室	69.0	15	2	創造設計棟〔49号館〕 1階				
31・127	機械工作実験室	69.0	12	3	49・101	創造設計教室	23.28	10	
31・128	機械工作実験室	69.0	16		49・102	事務室	10.93	2	
					49・103	工作室	28.50	10	
講義棟〔31号館〕 2階					創造設計棟〔49号館〕 2階				
31・201	ギャラリー (談話室)	115.0	40		49・201				
31・202	教室 (C1)	95.0	34		49・202	創造設計教室	72.90	60	
31・203	教室 (M1)	92.0	49		49・203				
31・204	教室 (D1)	95.0	48		創造設計棟〔49号館〕 3階				
31・206	計測制御工学・情報伝送実験室	69.0	15	7	49・301	創造設計教室	72.90	60	
31・207	計測制御工学・情報伝送実験室	69.0	6	10	高専設置基準 校地面積 6,750.00m <sup>2</sup> 専用校地面積 11,871.83m <sup>2</sup> 高専設置基準 校舎面積 8,429.74m <sup>2</sup> 専用校舎面積 8,884.63m <sup>2</sup>				
31・208	情報処理演習室	46.0	6	4					
31・209	情報処理演習室	69.0	17	9					
31・210	マイクロ工学・システム工学実験室	69.0	50	6					
31・211	マイクロ工学・システム工学実験室	69.0							
31・212	多目的実験室	138.0	60						
31・214	暗室	11.5	5						
31・218	実験室	46.0	18						
31・219	製図室	194.0	60						

(資料 8 - 1 - - 2)

「校舎配置図」

# 校舎配置図



(出典 「学生便覧2005」 P.152)

観点 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点にかかる状況)

- ・本校の情報教育は、主に2教室あるコンピュータ演習室及びマルチメディア演習室(ネットワーク接続コンピュータ122台)と多目的実験室(無線LAN可能コンピュータ25台)を使って適切な時間割配分による円滑な授業を行っています。コンピュータ演習室は、授業以外の時間は毎日18時まで開放しています。また、大学との共有施設であるライブラリーセンターや夢考房のネットワーク接続コンピュータも利用することが可能で、放課後も自由に学べる環境が整備されています。
- ・本校の情報ネットワーク環境の運営は、教育支援機構の情報処理サービスセンターが行っています。本校は、情報処理サービスセンターから、コンピュータ演習室、多目的実験室などの情報設備や、ソフトウェアの導入、メンテナンス、セキュリティ管理や教育内容の実施に関するアドバイス、さらには技術的な支援を受けています。
- ・学生のニーズは多様であり、高度な要求に基づく高度な機器に関しては、マルチメディア考房の機器を利用する等の対応によってその要求に応える仕組みを持っています。
- ・情報セキュリティについては、インターネットからのウィルス等の侵入を防ぐため例外のない完全一方通行のファイアウォール設置とログ解析、ならびにインターネットとの接続部分に設置したウィルスフィルタリングと、個々のパソコンに導入されたウィルス対策ソフトにより、情報セキュリティ対策が講じられています。これは、高専のみならず大学と共通の「セキュリティポリシー」(資料 8 - 1 - 1) のなかで運営されています。また、ウィルスに関する最新情報は、情報処理サービスセンターからホームページなどで全学生及び教職員に告知しています。さらに、情報処理サービスセンターにおいてネットワークのトラフィックを確認しており、接続異常が疑われる場合は高専パソコン室担当教員に連絡されることになっています。

また、パソコン及びネットワークの利用にあたっては、情報処理サービスセンターが定めるネットワーク利用規範にそった運用を行っています。たとえば、パソコン室の学生によるメール交換に関しては室内に限定しています。これは、情報リテラシー教育と情報倫理教育を平行して実践していく過程において、低学年の学生がネチケットを理解しないまま、外部へ情報発信することを防ぐためであります。インターネットへの送受信を行うためのユーザーIDの取得については、センターが実施する、情報倫理教育コースの修了が義務づけられています。なお、学生に対する本校のセキュリティポリシーの周知徹底について、現在では、各学科の授業の中(電気情報工学科:「情報工学」、機械工学科:「情報処理」、国際コミュニケーション情報工学科:「情報処理」)において指導していると共に、一部の学科においては、ショートホーム等においても再度指導しています。その他にも、全学生に対して配付している学生便覧や、全学生が閲覧可能な情報処理サービスセンターのホームページからも情報発信しています。

(分析結果とその根拠理由)

- ・本校の特色の一つである情報教育に必要な体制は、現時点において本校の要求に基づいて整備できており、活用されていると考えています。一方、ますます高度化する情報環境に対応するため、来年度から新入生全員にノートパソコンを貸与する制度を導入し、情報教育の一層の充実を図ります。

(資料 8 - 1 - - 1)

「学校法人金沢工業大学の情報セキュリティポリシー」

## 学校法人金沢工業大学の情報セキュリティポリシー

### 1. 基本指針

学校法人金沢工業大学(以下「本法人」という。)では、設置する金沢工業大学並びに金沢工業高等専門学校の教育研究及び管理運営にかかる諸業務において、システム化、ネットワーク化による教育システムや修学支援システムなど、多岐にわたる情報システムを構築している。その結果、所有する教育、研究、管理運営業務などに利用される諸情報の安全性の確保が本法人の健全な経営を維持していくうえでの重要な課題になってきている。また、学内外の研究者、教育者、その他関係者との学内ネットワークやインターネットを介した情報交換においても、ネットワークの国際的レベルの安全性や高い信頼性が求められるようになってきた。このため本法人では、情報資産を保護し、情報セキュリティの管理を的確に遂行するため、情報セキュリティポリシーを定めるものとする。

また、本セキュリティポリシーは、1980年に採択されたOECDプライバシー・ガイドライン8原則のうち、情報の正確性、完全性、最新性を求めた「データ内容の原則」、目的外の使用の制限を求めた「利用制限の原則」、そして、情報の紛失、破壊、修正、開示等の危険に対する安全保護措置を求めた「安全保護の原則」に照らして策定するものとする。

### 2. セキュリティポリシーの適用範囲と対象

本セキュリティポリシーの適用範囲は、本法人が有する教育研究及び学校運営に係わる情報資産(ハードウェア、ソフトウェア、データ、情報、ネットワーク及びこれらに関連する施設、設備、ドキュメント、保存媒体等)であり、適用対象者はこれらの情報資産を取り扱う次のものとする。

- (1) 本学の理事
- (2) 本学の教職員
- (3) 本学の学部生、大学院生、高専生、研究生、聴講生
- (4) 本学の教職員と共同して教育研究を行う者
- (5) 情報セキュリティ責任者が適当と認めた者
- (6) 非常勤教職員
- (7) (1)～(6)の他、派遣社員、委託先業務従事者など、雇用形態、職位、勤務場所を問わず、本学の情報システムを使用する者

### 3. セキュリティポリシーの管理体制

本セキュリティポリシーは、情報セキュリティ責任者(以下「CISO: Chief Information Security Officer」という。)のもとで策定し運用するものとする。

また、本学の運営環境やシステム利用環境の変化、情報技術の進展などに伴い、必要に応じてCISOを長とする情報セキュリティ委員会(以下「セキュリティ委員会」という。)を設置する場合がある。

セキュリティ委員会が設置された場合の構成員は次のとおりとする。

- (1) 情報セキュリティ責任者(CISO)
- (2) 個人情報管理責任者
- (3) 情報システム部門責任者
- (4) 情報システム部門技術者
- (5) 情報資産管理者の代表

### 4. セキュリティ管理責任

- (1) 情報資産管理者の責務

各部局が保有する情報資産の管理を行うため、各部局に情報資産管理者を置く。情報資産管理者は、その管理対象となる情報資産の保護に関し、本セキュリティポリシーの定めに従って管理がなされているかを継続的に監視し、違反行為を発見したときは、改善を施すと共にCISOに報告する義務と責任を負う。

#### (2) 情報資産利用者の責務

情報資産の利用者(以下「利用者」という。)は、当該所属部局及び利用する業務に係る情報資産の利用権限に応じて、本セキュリティポリシーを遵守する義務と責任を負う。

### 5. コンピュータネットワーク利用規範

本学では、正規の利用者に対して、ネットワークならびにサーバーコンピュータへのアクセスを保証し安定した運用を行うために、利用者が遵守すべき行動の基準(規範)を次のように定めている。

また、利用者には、ネットワークを使用する際のすべての行為に対して責任を負うとともに、情報セキュリティ関連法規や規則の遵守を義務づけている。

- (1) 虚偽に利用者IDを申請したり、不正に他人の利用者IDを使用してはならない。
- (2) 自分の利用者IDを他人に使用させてはならない。
- (3) システム資源を大量に消費することにより他の利用者の正常な使用を妨害したり、コンピュータシステムの正常な運用を妨げるような行為により、他の利用者に迷惑又は損害を与えてはならない。(求められていないゴミメールやチェーンレターの送信を禁止する。また、故意にコンピュータシステムを混乱させる行為や有害なプログラムの持ち込みを禁止する。)
- (4) 営利、非営利を問わず、商用を目的とした利用をしてはならない。
- (5) 他人のプライバシーを侵害したり、他人を誹謗中傷してはならない。
- (6) 嫌がらせや、公序良俗に反する行為、その他脅迫的行為をしてはならない。
- (7) 著作権の対象になっているものに対して、著作権者の許可や正規のライセンスなしにこれを侵害してはならない。

さらに、学内ネットワークや情報システムの安全性を確保するため次の遵守事項を定めている。

- (1) 学内ネットワークは、教育研究及び設置する学校の運営業務以外の目的に使用してはならない。
- (2) 学内ネットワークに、コンピュータやネットワーク機器を接続しようとする者は、必要なネットワーク接続手続きを行わなければならない。
- (3) 学内ネットワークに、コンピュータを接続しようとする者は、ウィルスの感染を防止する対策を講じなければならない。
- (4) ウィルスに感染した場合、あるいは感染の疑いがある場合は、直ちにネットワークから切り離し感染の拡大を防止しなければならない。

一方、学内ネットワークや情報システムの安全性を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 悪意ある者からの学内ネットワークに対する攻撃やウィルスの侵入を防御するため、ネットワークの出入口で、FireWallによるパケットフィルタリングやメールサーバーによるウィルス検知を行う。
- (2) 個人情報などの重要な情報へのアクセスにあたっては、情報の登録時や参照時の認証やアクセス制御ならびに暗号化などの対策を施し、安全性と信頼性を確立するものとする。

### 6. 一般的な遵守事項

本法人の情報資産を保護するために、適用対象者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学外への持ち出しの制限

情報の漏洩、改ざんを防止する観点から、情報資産が記憶されたコンピュータ機器や記憶媒体を学外へ持ち出してはならない。

(2) 情報資産の複製の制限

情報の正確性、完全性、最新性を求めた「データ内容の原則」から、情報システム部門が管理する情報資産が収納されたサーバーシステムからのデータの複製をしてはならない。なお、業務運営上の必然性により、やむを得ず複製が必要な場合は、C I S Oの事前承認を必要とする。

(3) 守秘義務

公共の利益を優先する必要があると判断される場合、及び業務遂行上必要と認められる場合を除き、業務遂行に際して知り得た情報及び技術を、第三者に開示、提供、漏洩してはならない。

また、個人のプライバシーに関する情報を取り扱う場合は、その保護に留意すると共に、事故が発生しないように対策を講じなければならない。

(4) 知的財産権の保護

本法人が保有する知的財産権を保護し、また、第三者が保有する知的財産権を侵害してはならない。

(5) 事故、障害の報告義務

事故及び障害を発見したとき、或いは発生が予測されるときは、各部局の情報資産管理者等に速やかに報告し、その損害を最小限に抑制する行動をとらなければならない。

(6) 外部委託時のセキュリティ管理

情報資産に関わる業務を外部に委託する場合は、外部委託業者と交わす契約書に、問題が発生した場合に責任の所在が明確になる項目や、本法人の情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の対応に係わる項目などを明記するなど、情報資産の外部への漏洩を防止するための措置を講じなければならない。

(7) 情報セキュリティ関連法規や規則の遵守義務

個人情報の保護に関する法律をはじめ、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（通称プロバイダ責任法）、電子署名認証法、電子帳簿保存法、著作権法および刑法ならびに今後制定される情報セキュリティ関連法規等を遵守しなければならない。

7. 情報セキュリティに係わる禁止行為

次に掲げる情報セキュリティを脅かす行為は、いかなる場合も行ってはならない。また、利用者は、悪意を持ってこれらの行為を行う者が存在することを認識し、被害に遭わないように各々が予防措置を講ずるなど、十分な注意を払うことが求められる。

(1) 不正アクセス

他人の利用者 ID とパスワードを用いて、正当な所有者の許可なくネットワーク・サーバや情報システムに不正にアクセスし、情報の盗聴、窃盗、漏洩、改ざん、破壊、消失等を行う。

(2) 不正侵入

セキュリティ・ホール（システムの欠陥）やサーバの不適切な設定を突いて、管理者権限を奪いシステムに不正にアクセスし、Web ページの書き換えや情報の漏洩、改ざん、破壊等を行う。

(3) 不正攻撃

悪意を持った者によるポート攻撃などにより、ネットワークや情報システムへの運用妨害を行い、異常停止に至らしめる。

(4) スпам・メールの送信

受信を希望していない者に不要なメールを大量に送りつけ、混乱を引き起こす。

(5) メール爆弾の送信

大量のメールや大容量の添付ファイルを一度に特定のメール・サーバや個人に対して送信し、混乱を引き起こしたり運用妨害を行う。

(6) なりすまし

他人の利用者IDとパスワードを用いて、正当な所有者に成り代わってネットワーク・サーバや情報システムからのサービスを受けたり、情報の窃盗、洩えい、改ざんを行う。

(7) 盗聴

ネットワーク上を流れるパスワード情報やメールの内容などを盗聴し、情報の窃盗、漏洩を行う。

(8) 盗難

盗難や置き忘れられたコンピュータや記憶媒体から、情報の窃盗・漏洩を行う。

(9) DoS (サービス不能) 攻撃 (DoS:Denial of Service)

意図的に大量のパケットを送り付けて、特定のサービスやコンピュータおよびネットワークを一時的あるいは継続的に使用不能にさせる。

(10) コンピュータ・ウィルスの配信

不正プログラムを広く配信することにより、データの破壊、消失やコンピュータを機能不全に陥れる行為で、拡散により多くのコンピュータに被害を及ぼす。

(11) その他

倫理観、道徳観の欠如による機密情報の漏洩や窃盗、迷惑メールの発信や掲示板へのいたずら書き、著作権違反や肖像権の侵害、人権侵害やプライバシー侵害などの行為。

## 8. 事故発生時の報告義務

本セキュリティポリシーに基づく適切な情報セキュリティ管理を行っていても、不測の事故や障害などの発生に加え、様々な攻撃にさらされることが予想される。このような不測事態発生時には、CISOに対して速やかに報告するものとする。

## 9. 遵守義務と罰則

本セキュリティポリシーは、適用範囲で規定したすべての者にその遵守を義務づける。また、本セキュリティポリシーの違反者には罰則を科すことがある。

さらに、セキュリティポリシー適用対象者が、本法人の情報セキュリティシステムに重大な影響を与える行為、個人のプライバシー侵害に該当する行為、資産損失を招くような悪質な行為等を行ったと認められる場合には、就業規則や学則等に則った処分を科すことがある。

また、不測事態の発生により社会的信用の失墜が避けられない場合は、CISOの判断により、その改善措置がとられるまでの間、例外措置を設定することを妨げない。

## 10. 他の規則等との関係

学術情報ネットワークに係る部分は、国立情報学研究所の「SINET (Science Information NETwork) の利用に関する規則」が優先的に適用されるものとする。

## 11. セキュリティポリシーの開示

本学の情報資産を使用するすべての者に対して本セキュリティポリシーを周知するため、ホームページを通じて開示するものとする。

## 12. 適用時期

このセキュリティポリシーは、平成 17 年 3 月 22 日に制定し、平成 17 年 4 月 1 日施行する。

(出典 「金沢工業高等専門学校関係規則集」PP.49～53)

観点 8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

(観点にかかる状況)

- ・本校では金沢工業大学との共用施設であるライブラリーセンターに図書、学術雑誌、視聴覚資料等が整備されています。また、教科目に対応した参考図書をはじめ、資格検定テキスト等を配架しています。ライブラリーセンターにはサブジェクトライブラリアン(SL)の制度があり、本校教員も必ずSLに就任し、各学科に対応したライブラリーセンターの運営に参画することとなっています。
- ・LC2階フロアの「教科書コーナー」には、学習内容を再確認できるように高専5年間の教科書及び学習支援計画書(シラバス)に表記されている参考書を排架し、整備しています。その他、英語教育を支援するため、イクステンシブ・リーディング教材としての「ペンギンリーダーズ等」を揃え、「高専英語図書コーナー」を設置しています。
- ・LCの積極的な活用を推進する取り組みとして、館内には資料検索端末(全ての端末に操作マニュアルを配置)を設置し、学生が、自ら必要とする図書をピンポイントに探し出すことを可能としています。専門分野の図書は、機械工学、電気工学、情報工学など、本校の学科において扱う専門領域を配慮した形で排架されており、本校の学生にとって利用しやすい環境を構築しています。
- ・サブジェクトライブラリアン(SL)制度とは、大学の各専門分野を代表する教員と本校の代表教員から成るチームが、大学及び高専における学習支援プログラムの企画立案を行うと共に、学生に対して充実した学習支援を行うものです。基本的役割については、以下のとおりです。

(1) 主題(専門分野)情報専門家としての役割

(2) LCの企画スタッフとしての役割

(3) 教員、学部生、院生、高専生等に対する、LCを用いた情報入手や研究、教育上の情報利用の啓蒙

(4) SLとLCスタッフ(Library Staff:LS)との協力によるLC所蔵の研究情報、教育情報の性格や質の評価および向上とその入手方法や適切な情報サービスの在り方に関する企画検討

こうしたSLの役割によって、本校とライブラリーセンターの連携が図られ、先に述べたような正課・課外における学生に対する充実した学習支援を提供しています。

(分析結果とその根拠理由)

- ・本校が必要とする図書、学術雑誌、視聴覚資料については必要な量及び内容の整備がなされていると考えます。またその利用や新たな購入に関する要求に対しても適切に対応がなされ活用されていると考えています。(資料8-2-1「図書、学術雑誌、視聴覚資料等の内容・冊子等のデータ」)
- ・図書の貸出冊数は年々減少傾向にあります。(資料8-2-2「本校学生の図書、視聴覚資料等の利用実績」)これは、最近の学生の読書離れの傾向も原因の一つと考えられますが、新入生に対するLC利用者教育体制の弱体化が大きな要因と考えられます。LC利用者教育については、自学自習の観点から大きな課題であり、サブジェクトライブラリアンを中心に、十分な対応が必要と認識しております。大学においては、授業(「修学基礎」)の中において、教育支援機構の各センターの利用を通じた自学自習を推奨する取り組みを既に実施しており、これらの取り組みを参考に、今後本校においても、取り入れていく必要があると認識しています。



(資料 8 - 2 - - 1)

「図書、学術雑誌、視聴覚資料等の内容・冊子等のデータ」

区 分		冊数、種類又は点数		左のうち外国書の冊数又は種類		備 考	
		専用	共用	専用	共用		
一般科目	人文・社会・自然	22,116	0	931	0		
	外国語関係	英語関係	1,054	0	621	0	
		その他	149	0	32	0	
	保健体育関係	480	0	27	0		
一般関係図書合計		23,799	0	1,611	0		
専門科目関係	国際コミュニケーション情報工学科	2,895	0	271	0		
	電気情報工学科	5,128	0	379	0		
	機械工学科	2,445	0	274	0		
	専門共通	4,247	0	420	0		
専門科目関係合計		14,715	0	1,344	0		
学術雑誌	国際コミュニケーション情報工学科	19	0	1	0		
	電気情報工学科	31	0	0	0		
	機械工学科	36	0	0	0		
	一般共通	55	0	1	0		
合計		141	0	2	0		
視聴覚資料	国際コミュニケーション情報工学科		39				
	電気情報工学科		51				
	機械工学科		28				
	一般共通		352				
合計			470				

(資料 8 - 2 - - 2)

「本校学生の図書、視聴覚資料等の利用実績」

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
図書貸出し冊数	2,003	2,302	1,313	1,041	835
A V I S (視聴覚資料) 利用数	370	84	183	125	56

(2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・本校では金沢工業大学との共用施設（教育支援組織）の利用によって優れた情報環境や図書及び学術雑誌等の利用が可能となっています。

(改善を要する点)

- ・情報教育の一層の進展を図るためには、全学生がパソコンを保有し、日常的に利用できる高度な情報ネットワーク環境を整備する必要があると考えています。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本校の校舎内には、教室、研究室、実験・実習室、コンピュータ演習室等が、別棟には、創造実験用の演習室がそれぞれ整備されているほか、併設大学と共用する運動場、体育館、語学学習用の教室、ライブラリーセンター（図書館）、機械実習施設、合宿研修施設等が整備されており、有効に活用されていると考えています。情報ネットワークについては、コンピュータ演習室、マルチメディア演習室、多目的実験室 I（無線 LAN）、各研究室・実験室等に学内ネットワークを整備しており、授業や課外において有効に活用されています。また、情報セキュリティに関しては併設大学と共通のセキュリティポリシーの下に運営されており、学生に対する情報リテラシー教育と情報倫理教育を実施しています。

ライブラリーセンター（図書館）は、併設大学と共用する多くの図書、学術雑誌、視聴覚資料等が整備され、充実したものになっているとともに、本校の学生に対して専用の英語図書コーナーが設けられるなど、学生は活用していると認識しています。

以上のとおり、施設、設備の整備・活用状況、及び図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料の整備状況を総合的に判断すれば、現時点において相応であると考えています。